

新型コロナ関連

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言延長などにより、売り上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

- ▼対象者(次の全ての要件を満たす事業者)
 - ・ 資本金10億円未満の中堅企業、小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など)
 - ・ 5月〜12月の売上高について、1カ月で前年同月比が50%以上減少、または、連続する3カ月の合計で前年同期比が30%以上減少
 - ・ 自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料を支払っている
- ▼給付額
 - 申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍を一括支給します(法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円)。支給額は下表で確認してください。

個人事業者		法人		支払賃料(月額)	給付額(月額)
円超	円以下	75万円超	75万円以下	75万円以下	支払賃料×2/3
37.5万円超	37.5万円以下	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」(上限100万円)	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」(上限50万円)	支払賃料×2/3	支払賃料×2/3

▼申請方法
家賃支援給付金ホームページで申請手続きを行ってください。詳しくはホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ
家賃支援給付金コールセンター
☎0120-653-930

市独自支援として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小企業・小規模事業者に対する、家賃支援給付金を予定しています。詳細が決まり次第、広報みきなどでお知らせします。

問(市)商工振興課

土地開発公社所有地の売却(入札)の受付開始

- 住宅・店舗・事務所などに利用できる土地を入札により売却します。
- ▼販売物件
 - 三木市大村1丁目6番1他2筆 1781.87㎡
- ▼入札申込期間
 - 8月11日(火)〜24日(月) (平日のみ)
- ▼受付場所
 - (市)土地開発公社
 - (市役所) 4階財政課内
- ▼申込方法
 - 購入希望者は(市)土地開発公社に問い合わせてください。所定の申込書をお渡しします。詳しくはホームページをご覧ください。

問(市)土地開発公社
(市)財政課内



▲ホームページはこちら

令和2年度第1回 総合教育会議を開催

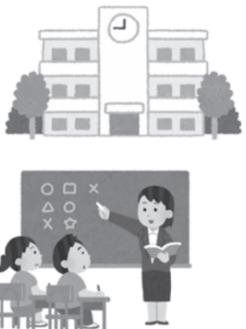
市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育の課題やめざす姿などを共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、総合教育会議を開催します。

- ▼日時
 - 8月7日(金) 午後2時〜4時
- ▼場所
 - 市役所 5階大会議室
- ▼内容
 - ・ 学校再編の進捗状況
 - ・ 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応

▼傍聴定員 先着10名

傍聴を希望される方は、事前に検温をし、マスク着用でお越しください。

問(市)企画政策課 企画政策係



新型コロナ関連

税制上の特別措置について

- イベント中止などで払戻請求権を放棄した方は寄附金控除が受けられません
 - 政府が開催自粛を要請し、中止や延期された文化芸術・スポーツイベントにおいて、チケット代金の払戻しを放棄した場合に、その金額分をイベントの主催者に寄附したものと見なし、寄附金控除を受けることができます。
- ▼対象となるイベント
 - 文部科学大臣が指定した対象イベント(指定行事)。
 - 指定行事は文化庁のホームページで確認してください。
- ▼控除額対象の上限
 - 対象チケット代金の合計額20万円
 - 令和3年度または令和4年度
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
 - 住宅ローンを組んで新築し、令和2年12月末までに入居できなかった場合、次の要件を満たせば令和16年度までの13年間は控除の対象となります。
- ▼要件
 - ・ 一定期日までに契約している
 - ・ 注文住宅の場合
 - 令和2年9月30日まで
 - ・ 建売住宅、中古住宅の場合
 - 令和2年11月30日まで
 - 令和3年12月31日までに入居している
- ▼控除額
 - 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。



▲ホームページはこちら

問(市)税務課



税務署からのお知らせ

- 消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について
 - 個人事業者で、令和元年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。消費税の中間申告制度や「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り扱い」などについては、国税庁ホームページで確認してください。
- 国税に関する一般的なご相談は電話相談センターへ
 - 三木税務署に電話をかけ、音声案内に従い1番を選択すると電話相談センターの税務に精通した国税局の職員が対応します。
- 税務署での相談は事前予約を
 - 税務署での相談を希望される方は、事前に電話で予約をしてください。直接来署された場合、同日中に対応できない場合があります。

問 三木税務署
☎82-0501



▲国税庁ホームページはこちら

令和元年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	申告・納付期限 (振替納税利用時の振替日)
48万円超 400万円以下	年1回	8月31日(月) [9月28日(月)]
400万円超 4,800万円以下	年3回	国税庁ホームページでご確認ください。
4,800万円超	年11回	

